

3 入所、入居施設と協力医療機関との連携促進について

3-1 協力医療機関とは

令和6年度改定により、高齢者施設等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設外）と協力医療機関との連携を強化することが努力義務（認知症対応型共同生活介護）、令和9年3月31日までの経過措置（地域密着型介護老人福祉施設）として定められました。

協力医療機関の要件

項目	サービス種別	国基準条文	内容（記載があること、記載内容が法令や運営基準に反していないことを確認）	経過措置
協力医療機関との連携体制の構築	認知症対応型共同生活介護	第105条	①あらかじめ協力医療機関を定めておくこと ②協力医療機関の要件を満たすよう努めること ・利用者の急変時等に、医師又は看護職員が常時相談対応できること ・事業者からの診療の求めに対し、常時診療できる体制を確保していること	（既存項目） 努力義務
			③年1回以上、協力医療機関との間で利用者急変時の対応を確認し、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ること。届出は別紙3によること。	
			④第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めること。	努力義務
			⑤協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、新興感染症発生時等の対応について協議を行うこと。	
			⑥利用者が入院後、退院が可能になった場合に再入居できるように努めること。	努力義務
			⑦あらかじめ歯科協力医療機関を定めるよう努めること。	（既存項目）
			⑧サービス提供体制確保、夜間の緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えること。	（既存項目）
協力医療機関との連携体制の構築	地域密着型介護老人福祉施設	第152条	①あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めておくこと。 ・入所者の急変時等に、医師又は看護職員が常時相談対応できること ・事業者からの診療の求めに対し、常時診療できる体制を確保していること ・入所者の急変時に、医師診療後入院が必要とされた場合、当該入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※上記の3要件は、複数の協力医療機関で満たしても可。	R9. 3. 31 まで経過措置
			②年1回以上、協力医療機関との間で入所者急変時の対応を確認し、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ること。届出は別紙3によること。	
			③第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めること。	努力義務
			④協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、新興感染症発生時等の対応について協議を行うこと。	
			⑤入所者が入院後、退院が可能になった場合に再入所できるように努めること。	努力義務

（令和6年度地域密着型サービス事業所集団指導資料より）

上記の朱塗りの箇所が、協力医療機関の要件となります。

要件を満たす医療機関とはどこなのかについて、厚生労働省からQ&Aが発出されています。

「6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」の送付について 問124より」

<協力医療機関について>

連携することが想定される医療機関として、在宅療養支援病院や地域包括ケア病棟を持つ医療機関等が挙げられているが、当該基準の届出を行う医療機関をどのように把握すればよいか。

診療報酬における施設基準の届出受理状況については、地方厚生局のホーム

ページに掲載されているので参考とされたい。

(地方厚生局ホームページ)

以下のホームページの一覧のうち「受理番号」の欄に下記の受理番号がある医療機関が該当する医療機関となります。

在宅療養支援病院：(支援病 1)、(支援病 2)、(支援病 3)

在宅療養支援診療所：(支援診 1)、(支援診 2)、(支援診 3)

在宅療養後方支援病院：(在後病)

地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)：(地包ケア 1)、(地包ケア 2)、(地包ケア 3)、(地包ケア 4)

※地域包括ケア病棟については、相談対応や診療を行う医療機関として、特に200床未満(主に地包ケア 1 及び 3)の医療機関が連携の対象として想定されます(土浦市には該当なし)。

※令和 6 年度診療報酬改定で新設される「地域包括医療病棟」は、地域の救急患者等を受け入れる病棟であり、高齢者施設等が平時から連携する対象としては想定されませんので、ご注意ください。

(中略)

■ 関東信越厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ki_jyun.html

※在宅療養支援病院等：施設基準届出状況(全体)の「医科」のファイルをご参照ください。地域包括ケア病棟入院料：「届出項目 6」のファイルをご参照ください。

「施設基準届出状況(全体)の「医科」のファイルから、土浦市のみを抽出したデータを資料 2「施設基準の届出状況(全体)医科 土浦市」として、別添に掲載しております。協力医療機関を選定する際の参考としてください。

※上記厚労省 Q & A にマーカーでチェックしてある「支援病 1」～「支援病 3」、「支援診 1」～「支援診 3」、「在後病」を、資料 2 中で印を付してあります。

協力医療機関との連携促進について、令和 7 年 5 月 28 日付で厚生労働省介護保険最新情報に事務連絡文が発出されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001495774.pdf>

「令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について」

要件を満たす協力医療機関との連携については、現在は努力義務、経過措置期間中ではありますが、令和 9 年度改正時に向け、準備されますようお願いします。

3-2 協力医療機関に関する届出

令和6年度改正により、「年1回以上、協力医療機関との間で入所者急変時の対応を確認し、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ること。」が義務づけられています。

【対象サービス】（土浦市指定事業所で対象となるサービスのみ）

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

届出は、別紙3（資料3）により行います。

【提出書類】

様式3、協力医療機関との協定書写し

【提出期限】

令和8年3月16日（月）

茨城県指定の介護老人福祉施設分として提出する別紙1とは別になりますので、ご注意ください。

提出は、メール、窓口提出等によりお願いします。提出期限直前になりましたら、対象事業所宛てに提出依頼の連絡をいたします。